

令和4年度 第2回浜松市障がい者自立支援協議会市全体会
次 第

日 時 令和5年1月30日(月)
午前9時30分から
場 所 浜松市役所北館1階
101、102会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 専門部会活動状況報告

- ・権利擁護部会 虐待対応ワーキング(資料1)
- ・地域生活部会 こどもワーキング(資料2)
- ・相談支援部会 計画相談ワーキング(資料3)

(2) 日中サービス支援型グループホームの評価について(資料4)

(3) 自立支援協議会体制について(資料5)

(4) 地域生活支援拠点等検証委員会について(資料6)

3 閉 会

浜松市障がい者自立支援協議会権利擁護部会

令和 4 年度虐待対応ワーキンググループ 報告書

令和 5 年 1 月 30 日

1：虐待対応ワーキングの目的

浜松市における養護者虐待に関する対応の流れや権利擁護の視点・各機関の役割等について手引書を作成し、基本となる指針を示す。また、実際の対応の中でスムーズ且つ、関係機関が連携しながら虐待対応が行え、当事者の権利擁護に資する実効性の伴う支援体制を構築していけるよう官民合同での継続した研修体制を構築する。

2：ワーキングメンバー

浜松市中障がい者相談支援センター	藤川 晴海	小杉 菜己
浜松市東障がい者相談支援センター	平野 明臣	
浜松市西南障がい者相談支援センター	横田 佑輔	
浜松市中区社会福祉課 障害福祉グループ	飯塚 康敬	
浜松市南区社会福祉課 障害福祉グループ	内藤 淳	
浜松市障がい者基幹相談支援センター	岸 直樹	玉澤 卓也
浜松市障害保健福祉課 総務調整グループ	宮本 健一郎	澤田 幸穂

3：取り組み内容

① 障害者虐待（養護者虐待）対応手引書の作成

養護者虐待対応におけるフローチャートの作成とフローチャートの各段階における視点や対応方法、役割の整理を実施。手引書として作成し、対応の基本的な指針作りを行った。

【要点】

Ⅰ：浜松市障がい者虐待防止センターを

「浜松市障害保健福祉課」「各区社会福祉課障害福祉 G」として明確に位置付け

Ⅱ：虐待通報・相談窓口は市民には幅広く設ける一方で、各窓口機能について、その役割や重点的に実施する事項を整理

- ・「保護・分離等が想定される緊急性が高いと思われるケース」

= 浜松障害保健福祉課が中心に対応

- ・「保護・分離等の緊急対応が想定されないケース」

= 各区社会福祉課障害福祉 G が中心に対応

Ⅲ：通報・相談後の各区社会福祉課への各エリア委託相談支援センターの協力体制を整理

- ・通報・相談後の初動方針を決める「コア会議」事実確認後の「二次コア会議」の役割と検討事項等を整理。

- ・委託相談支援センターが各会議体に参画し、地域支援・権利擁護の視点、障害状況のアセスメントや対応方法について助言。必要に応じた対応への協力を行う。

Ⅳ：個別ケース会議の体系化

- ・虐待対応としての支援のプランニング⇒モニタリング⇒終結までのPDCAサイクルを個別ケース会議で行えるよう体系化
- ・記録方法や計画書の運用方法等についても整理を実施。

Ⅴ：ケースの進捗管理の場を新設

- ・各委託相談支援センターのエリアごとで『〇〇エリア虐待対応ケース進捗管理会議』を新設。区社会福祉課、該当エリア委託相談支援センター、基幹相談支援センターにて毎月1回実施する。
- ・業務負担を勘案し、既存の会議体（〇〇エリア連絡会事務局会議後の時間）を活用して実施。担当者だけでなく、客観性を一部担保した形でケースの進捗、支援の方向性を確認する場とする。
- ・終結の判断を行う際には、リスクの再評価、再管理ケースとする事象について明確にして終結とする。

② 虐待対応に関する行政・委託相談支援センター合同研修の企画・運営

- ・本庁・区社会福祉課・各エリア委託相談支援センターが虐待対応・権利擁護の視点について共通認識を持ち、手引書を基本として、適切な支援を行えるよう合同研修の企画・運営を実施。
- ・令和4年度においては、本庁の虐待対応に携わる担当者、区社会福祉課課長、補佐、担当者、委託相談支援センター相談員、基幹相談支援センターで研修を実施。担当者のみならず、区社会福祉課管理職にも参加を促し、対応・視点について共有を行った。

4：提言事項

1：手引書の定期的な見直しの必要性

今回、手引書を作成し、R5年4月1日より正式運用することになるが、運用中での修正・変更が必要となる事項、対応の形骸化が発生することも想定し、最低でも3年毎の見直しを行い、より良い虐待対応の仕組み、体制整備を行っていきることが必要。

※令和6年の区の再編による行政センター機能の確認を行いながら、令和5年中に見直しの機会を設ける必要がある。

2：官民合同での研修の定例化

行政管理職、窓口職員、委託相談支援センター相談員の人事異動を鑑み、毎年1度、官民合同での研修を定例化し、手引書を基にした基本的な対応の視点や役割の理解を深める機会を設けることが必要。

3：通報相談窓口におけるケースワーク機能の強化

委託相談と連携強化する中で、ケースワーク機能を補完することが一定程度可能となるが、通報相談窓口となる行政機関においても虐待対応という性質上、主体的な役割を担う機会が多く存在する。そのため、行政窓口においても一定程度のケースワークを行える機能が必要であり、そのための学びの場を担保しておくことが必要。

浜松市障がい者自立支援協議会
地域生活部会
こどもワーキング（18 歳からの移行）

1. ワーキングテーマ

18 歳を迎える子どもの支援に関する移行準備

2. 目的

障害の分野において18歳を迎える虐待等の養護性を抱えるケースに対して支援に関する引継ぎ等の移行準備が十分に行なわれなかったことから、子どもや家庭への支援が不十分となり、課題の再燃や不適応が起きる事例が見られている。

知的障害や発達障害等の特性を抱える子どもやその家族は、子どもが18歳に移行しても、その特性や課題は大きく変わらないことから、移行期を迎えても必要な支援が受けられるよう移行期前から丁寧な移行準備を行っていく必要があるため。

3. 実績及び今後のスケジュール

	日程	概要
第1回	R4.7.21	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーキングの目的の確認 ・現状の問題点の共有 ・調査の実施調整
調査実施	R4.8.4～ 8.24	<ul style="list-style-type: none"> ・対象 放課後等デイサービス・計画相談・委託相談 短期入所・区社会福祉課 ・内容 昨年1年間で対応した15～18歳で要保護又は児相のかかわりがあった事例について <ul style="list-style-type: none"> ・18歳からの移行についての課題 ・課題の解決策
第2回	R4.8.26	<ul style="list-style-type: none"> ・調査結果共有 ・課題整理
第3回	R4.9.21	<ul style="list-style-type: none"> ・児相との調査結果共有 ・児相の現状や困難感
第4回	R5.1.13	<ul style="list-style-type: none"> ・児相との引継ぎの仕組み案について検討
第5回	R5.2.7	<ul style="list-style-type: none"> ・引継ぎの仕組みについて児相との調整（予定）

浜松市障がい者自立支援協議会
相談支援部会 計画相談（サポートプラン）ワーキング 報告書

令和 4 年 9 月 26 日

1. サポートプランワーキングの目的

対象者が障害福祉サービスをすぐに使いたい希望や必要性があっても計画相談事業所が対応できない状況があることから、委託相談センター等が一時的に対象者のアセスメントや計画作成の支援等を行い、計画相談事業所へつなぐまでの仕組みづくりの検討を行う。

2. 実態把握に関する調査 ※詳細は別添資料参照

調査実施期間	令和 4 年 6 月～令和 4 年 7 月
調査対象者	浜松市内 委託センター及び計画相談事業所
調査内容	新規相談ケースについて、相談者の希望するサービス利用開始日に計画書作成ができなかったケース数を抽出。
調査方法	様式をメールにて送付して回答を依頼。

- ・ 調査実施期間である令和 4 年 6 月～令和 4 年 7 月の 2 ヶ月間における実績の集計において回収率は 100%（計画相談事業所 43 事業所・委託センター 5 センター）であった。
- ・ 該当する 2 ヶ月間で 87 件のケース（計画相談事業所 66 件・委託センター 21 件）について「相談者の希望するサービス利用開始日に計画書作成ができなかった」との回答。ただし、対象ケースは重複している場合あり。
- ・ 計画相談事業所がサービス等利用計画案の作成に時間を要する状況があり、希望するサービス利用開始時期にサービス利用ができないという、相談者にとって不利益な状況が生じていると言える。

3. サポートプランの考え方

「計画相談支援・障害児相談支援の体制整備を進めるに当たっての基本的考え方等について」（平成 26 年 2 月 27 日付地域生活支援推進室事務連絡）では全ての利用者について計画相談支援等が行われることを原則とした趣旨として次の 3 点が示されている。

- ① 障害児者の自立した生活を支えるためには、その抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けたきめ細かく継続的な支援が必要であり、そのためには定期的なケアマネジメントを行う体制が求められること
- ② 障害児者にとって、専門的な知見を持った担当者からのアドバイスを活用してサービスを幅広く組み合わせて利用することが、選択肢の拡大につながる事
- ③ 可能な限り中立的な者が、専門的な観点から一貫してケアマネジメントを行うことにより、市区町村の支給決定の裏付け又は個別のサービス・支援の内容の評価を第三者的な観点から行うことが可能となること

これらのことからサポートプランは一時的なものとするのが望ましく、かつ公正中立性を持った立場の機関が専門的知見をもって実施すべき内容と考えられる。また、サポートプランの議論においては相談支援体制全体に及ぼす影響を考えていく必要がある。計画相談をはじめとした相談支援体制における各事業の本来の機能を損なわないような補完的な位置づけとする必要がある。

4. サポートプランの概要

① サポートプランの目的

- ・ 計画相談事業所がサービス等利用計画案の作成に時間を要する状況であるために、サービス開始時期が遅れるケースについて、希望するタイミングでサービス利用が開始できるようにサポートプランを活用することで、利用者の不利益解消につなげる。

② サポートプランの対象期間

- ・ サポートプランは一時的・補完的なものであり、利用者が希望する時期にサービス利用の開始ができるようにするという目的から、計画相談事業所におけるサービス等利用計画案作成が可能となるまでの期間に限定する。(概ね3か月程度)

③ サポートプランの様式 ※別添資料参照

- ・ 国で言われている必須項目を盛り込むと共に、週間計画表(裏面)は利用者が生活イメージを掴みやすいため盛り込む。
- ・ ケースの全体像や見立てが把握できるよう「総合的な支援の方針」を重視し、様式とは別に生育歴や家族構成等が記載された基本情報の添付を求める。

④ 相談支援体制におけるサポートプランの位置づけ

- ・ サポートプランはセルフプランを支援機関がサポートする形式とする。そのため、基本的に利用者もしくはご家族が作成者となる。
- ・ 計画相談事業所の調整が難航した場合に、そのすべてを安易にサポートプランへ繋げることのないよう、「概ね3ヶ月後程度にはサービス等利用計画作成が可能」という状況においてサポートプランを利用する。
- ・ 計画作成を受けられない計画相談事業所が受けられる計画相談事業所を探す基本的な流れは従前どおりとする。
- ・ 引き継ぐ予定である計画相談事業所はサポートプラン担当者会議へ参加するなどして事前のケース把握に努める。

⑤ モニタリングの実施

- ・ サービス提供事業所の協力を得ながらモニタリングを実施する。様式の提出は求めず、記録を残したうえで引継ぎのためのサポートプラン担当者会議にて支援者間で共有する。
- ・ モニタリングの実施に関しては委託センターと区社会福祉課が協働で行う。

5. 対象者の限定

- ・ サービス利用開始時期が遅れる事例として就労移行支援や児童発達支援を検討する必要はあるが、対象ケース数が膨大となりサポートプランありきの相談支援体制となる状況が懸念される。そのため、第1段階として対象を「サービス利用開始日が遅れることでより不利益が生じやすいケース」かつ「障害者（18歳未満の児童の内、障害福祉サービスのみなし支給が決定されている者を含む）」に焦点化する。
- ・ 対象となる障害者は「希望する時期にサービス利用の開始ができない」かつ「〇ヶ月後にはサービス等利用計画作成が可能」という状況にある利用者のうち、以下の表にある要件を満たす場合を想定する。
- ・ 対象者を限定することでサービス利用開始時期が遅れる課題の解消には直結しないが、サポートプランにおける質の担保をどのように図るか、対象を拡大するには何が必要か、運用するうえで当事者の不利益とならないかなどの検証をしたうえで対象の拡大を検討する。

対象となり得る要件	必要となる理由
市外からの転入者（転入前に障害福祉サービスの利用があった方）	転居後も転居前と同様のサービスを利用できるよう調整が必要。
虐待ケース	権利擁護のため速やかにサービス利用が必要。
緊急時対応における特例介護給付	緊急的な対応として速やかにサービス利用が必要。
委託相談での支援が長期間にわたりサービスにつながりにくかったケース	サービスにつなげる好機を逃さない。

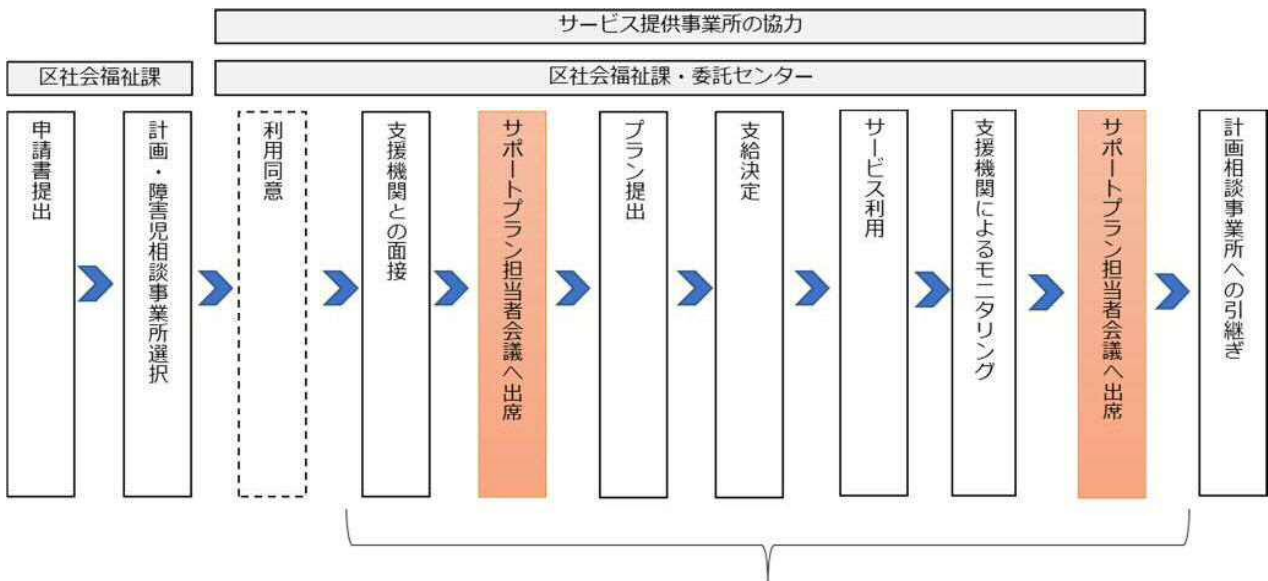
6. サポートプランに対応する機関

- ・ 計画相談に求められている公正中立性が担保されるような支援機関を前提として、区社会福祉課、委託センターが考えられる。
- ・ アセスメントなど質の担保を図るため、区社会福祉課と委託センターは協働で進めサポートプラン担当者会議を必須とする。
- ・ サービス等利用計画案は支給決定の参考とするものであるため、行政が単独でサポートプランに対応することは想定せず、サポートプラン担当者会議において複数の機関で決定することを原則としたい。
- ・ サービス提供事業所についてはサポートプラン担当者会議への参加の他、サポートプラン作成において、できる限りアセスメント等へ協力する。

7. サポートプラン依頼の流れについて

- 対象者別の依頼の流れとして「区社会福祉課・委託センター」「本人・家族」により希望する計画相談事業所への問い合わせを想定する。
- サポートプランの説明は基本的に区社会福祉課か委託センターが行うこととし、事前に計画相談事業所や障害福祉サービス事業所への十分な説明を行い、共通認識を図っていく必要がある。

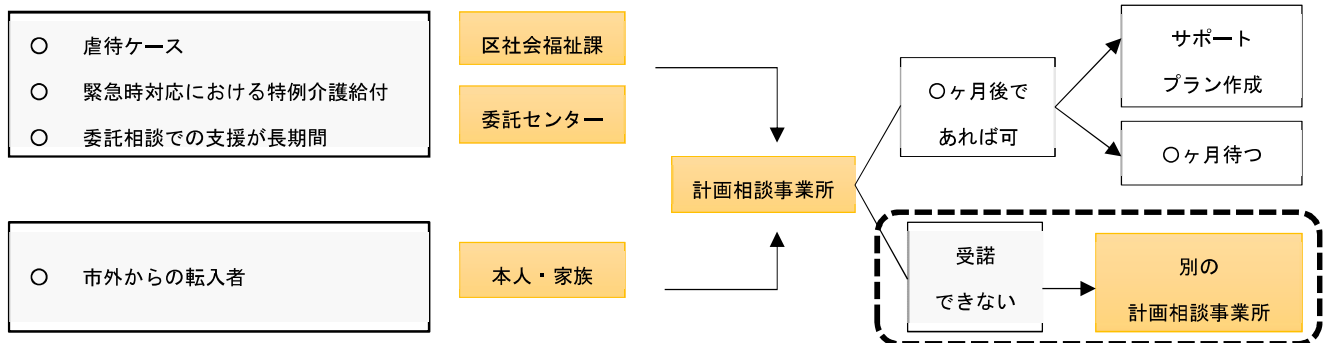
《申請からサポートプラン利用における流れ》



※ サポートプラン担当者会議は必須。

概ね3ヶ月間程度

《計画相談事業所選択の流れ》



8. 運用開始時期

モデル実施：令和5年4月1日～令和6年3月31日（期間内に検証の機会を設ける）

運用開始：令和6年4月1日～

9. 提言まとめ

ワーキングの実態調査より、計画相談事業所がサービス等利用計画の作成が困難であるとの理由で当事者の希望するサービス利用開始日にサービス利用ができない状況が散見される。希望する日にサービス利用が開始できないことは利用者の不利益であり、計画相談事業所数の充足と質の向上が望まれる一方で、相談支援体制の一つの機能としてセルフプランを関係機関がサポートする「サポートプラン」を創設してはどうか。

平成26年厚生労働省「計画相談支援・障害児相談支援の体制整備を進めるに当たっての基本的考え方等について」における「いわゆる『セルフプラン』を受け付けるに当たっての留意事項」によれば、「安易にセルフプランに誘導するようなことは厳に慎むべき」という考え方のもとで、「セルフプラン自体は障害者本人（又は保護者）のエンパワメントの観点からは望ましいもの」とされ、申請者の自由な意思決定が担保されている前提で申請者が希望した場合にはセルフプランの活用が認められている。一方でサポートプランの運用には質の担保をどのように図るか、サポートプランありきの相談支援体制とならないか等の検証が必要であり、セルフプランを希望する申請者のうちサポートプランの対象は限定的なものとしたうえで対象の拡大が可能か検討できるとよい。

相談支援体制の考え方としては当事者を支援するという観点から広く捉えると、委託相談・計画相談だけでなく行政機関とも官民協働で当事者からの相談を受け止める体制を構築していくことが望ましい。利用者を支援するうえでは、相談機関のみが質の向上を図るのではなく、行政機関における窓口機能及びサービス提供事業所によるアセスメントを活用する等、支援するすべての機関が参画する体制とできるとよい。サポートプランについてもそのような観点から支援機関としては委託センター・行政機関が協働でサポートし、サービス提供事業所もアセスメント等で積極的に参画する体制としたい。

また、浜松市における相談支援体制では計画相談事業所の所在地が均等とは言い難い状況にあるが、本来は身近に相談ができる体制の確保としてエリアごとの体制整備が望ましい。利用者のニーズを把握する機能を持つ計画相談事業所においても、エリア内のネットワーク構築を図りつつ支援を実施することで、身近に相談でき、より実態に則した地域生活の支援を実施できる体制となる。単に事業所数だけではなく、地域ごとの体制整備などを考えていく必要がある。

サポートプランの実施に当たっては計画相談をはじめとした相談支援体制における各事業の本来の機能を損なわないよう、相談支援体制全体に及ぼす影響を考えていく必要がある。地域ごとの体制整備等を念頭に置きつつ、相談機関や行政機関、サービス提供事業所等の参画に理解を得て、モデル実施における検証の上で運用を開始することが望ましい。

サポートプラン

利用者氏名	障害支援区分	作成支援機関	〇〇区役所	計画作成日
		作成支援者名		
保護者氏名	受給者証番号	作成支援機関	〇〇相談支援センター	作成者氏名
		作成支援者名		

利用者及びその家族の生活に対する意向	総合的な支援の方針
--------------------	-----------

生活全般の解決されるべき課題及び目標	福祉サービス		内容	達成時期	留意事項
障害福祉サービス等の利用に関すること(訪問系) <input type="checkbox"/> 入浴、排泄、食事等の介助を受けて生活したい <input type="checkbox"/> 調理、洗濯、買い物等の介助を受けて生活したい <input type="checkbox"/> 外出するための支援を受けたい <input type="checkbox"/> 外出先で代読・代筆してもらいたい <input type="checkbox"/> その他 「 」	<input type="checkbox"/> 身体介護 <input type="checkbox"/> 家事援助 <input type="checkbox"/> 通院等介助 <input type="checkbox"/> 通院等乗降介助 <input type="checkbox"/> 重度訪問介護 <input type="checkbox"/> 行動援護 <input type="checkbox"/> 同行援護 <input type="checkbox"/> 移動支援	時間/月 時間/月 時間/月 回/月 時間/月 時間/月 時間/月 時間/月			
障害福祉サービス等の利用に関すること(日中活動) <input type="checkbox"/> 支援を受けながら仲間と日中を過ごしたい <input type="checkbox"/> 働きたい <input type="checkbox"/> 1人暮らしの練習をしたい <input type="checkbox"/> その他 「 」	<input type="checkbox"/> 生活介護 <input type="checkbox"/> 就労移行支援 <input type="checkbox"/> 就労継続支援(A型) <input type="checkbox"/> 就労継続支援(B型) <input type="checkbox"/> 自立訓練(機能訓練) <input type="checkbox"/> 自立訓練(生活訓練) <input type="checkbox"/> 就労定着支援	日/月 日/月 日/月 日/月 日/月 日/月			
障害福祉サービス等の利用に関すること(住居系) <input type="checkbox"/> 一人暮らしの練習をしたい <input type="checkbox"/> 仲間と共同生活がしたい <input type="checkbox"/> 福祉施設で暮らしたい <input type="checkbox"/> その他 「 」	<input type="checkbox"/> 宿泊型自立訓練 <input type="checkbox"/> グループホーム <input type="checkbox"/> 自立生活援助 <input type="checkbox"/> 施設入所支援 <input type="checkbox"/> 療養介護	<input type="checkbox"/> 介護サービス包括型 <input type="checkbox"/> 外部サービス利用型 <input type="checkbox"/> 日中サービス支援型			
障害福祉サービス等の利用に関すること(その他) <input type="checkbox"/> 家族を休ませてあげたい <input type="checkbox"/> その他 「 」	<input type="checkbox"/> 短期入所 <input type="checkbox"/> 日中一時支援	日/月 日/月			

サポートプラン【週間計画表】

利用者氏名	障害支援区分	作成支援機関	〇〇区役所	計画作成日
		作成支援者名		
作成者氏名	受給者証番号	作成支援機関	〇〇相談支援センター	計画開始年月
		作成支援者名		

	月	火	水	木	金	土	日・祝	週単位以外のサービス
6:00								
8:00								
10:00								
12:00								
14:00								
16:00								
18:00								
20:00								
22:00								
0:00								
2:00								
4:00								

エリア連絡会と日中サービス支援型共同生活援助事業者との意見交換について

1. 日中サービス支援型共同生活援助創設の趣旨

障害者の重度化・高齢化に対応するために創設され、短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、入所施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されている。

2. 地方公共団体が設置する協議会等への報告・評価

当該サービスは地域に開かれたサービスにすることにより、サービスの質の確保を図る観点から自立支援協議会等に対し、定期的に（年1回以上）事業の実施状況を報告し、協議会等から評価を受けると共に、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

（基準省令：「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準」）

3. エリア連絡会での意見交換の目的

地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図る観点から、当事者やその家族、地域の支援者等より必要な要望や助言等を聴き、その意見等を事業所の運営に活かしていただくこと、エリア連絡会として事業所の状況や課題を把握することで、地域の中でどのような支援ができるのかを共に考え、お互いにより良い支援を目指す。

4. エリア連絡会での意見交換のポイント

※支援者だけでなく、当事者やその家族からの意見を積極的に吸い上げること

- ・利用者が地域において家庭的な環境及び地域住民との交流の元、自立した日常生活、社会生活を営むことができているか。
- ・利用者の意向に反してサービス等の利用を制限されることなく、適切なサービスや制度等の利用が図られているか。
- ・日中を住居で過ごす利用者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動等の生活上の支援に努めているか。
- ・重度化・高齢化ケースを積極的に受け入れているか。また、緊急時、体験的な受け入れに積極的に対応しているか。
- ・虐待や金銭管理等、利用者の権利擁護に配慮した支援が行われているか。
- ・自施設のみで抱え込まず、エリア連絡会等の地域の支援機関との連携が図られているか。
- ・地域に開かれたサービスとし、支援の質の確保を図るため、エリア連絡会として事業者に対してどのような支援ができているか。
- ・（意見交換が2回目以降になる事業者について）前年度の協議会からの要望・助言に対しての事業者の対応内容を確認するとともに、エリア連絡会として事業者に対してどのような支援ができたか振り返りを行う。

※事業所の体制や基準に関することは、内容を確認した上で対応について調整する場合あり。

5. 意見交換した内容の取扱いについて

公開とする

6. 意見交換の流れ

① 事業所から障害保健福祉課へ必要書類の提出
初回は指定後1年以内、以後は1年ごとの提出 ※協議会事務局にて書類内容を確認し、確認事項等があれば事業所へ確認、修正依頼
② 障害保健福祉課からエリア連絡会へ書類送付
エリア連絡会事務局会議にてエリア連絡会での意見交換の際の重点ポイント（意見交換が2回目以降の事業所については、昨年度あげられた課題等を重点ポイントとする）について事前調整。必要時、事業所と調整を行う。
③ エリア連絡会にて意見交換を実施
事業所より施設について説明報告を受けた上で、「エリア連絡会での意見交換のポイント」を元に事業所とエリア連絡会構成員との意見交換を行う。 ※開催方法はエリア全体会に限らないが、エリア連絡会構成員の意見を広く吸いあげられる方法とすること。
④ エリア連絡会事務局会議にて評価結果報告シート作成
エリア連絡会構成員からの意見にエリア事務局会議の意見を追加し、評価結果報告シート「エリア連絡会からの意見、要望等」欄にまとめ、市協議会事務局へ提出。 ※市協議会事務局は、エリア連絡会が記載した内容の確認を行い、体制や基準に関する内容は内容の確認を行うと共に必要時、指導グループとの調整を行う。
⑤ 市協議会事務局会議にて協議会からの要望、助言内容検討
エリア連絡会から提出された評価結果報告シート「エリア連絡会からの意見、要望等」欄の内容を元に「浜松市障がい者自立支援協議会からの要望、助言」欄のたたき台を作成。
⑥ 企画会議にて意見交換の報告、評価結果報告シート内容についての協議（随時）
エリア連絡会より事業所との意見交換内容を報告。市協議会事務局が作成した『浜松市障がい者自立支援協議会からの要望、助言』欄の内容について協議し、必要があれば内容の修正を行う。
⑦ 市協議会事務局よりエリア連絡会へ評価結果報告シートをフィードバック
障害保健福祉課において評価結果報告シートの決裁後（各区社会福祉課障害福祉G長：協議）、市協議会事務局より各エリア連絡会へ評価結果報告シートをフィードバック。
⑧ エリア連絡会事務局会議より、エリア連絡会構成員へ評価結果報告シートのフィードバック実施
フィードバック後、エリア連絡会として事業所へ今後どのような支援ができるかの検討を行う。
⑨ エリア連絡会と事業者で協議会からの要望・助言内容を共有
エリア連絡会事務局は、評価結果報告シートの内容を事業所と共有するとともに次年度意見交換に向けて対応を検討。エリア連絡会として支援できること等を事業所へ提案する。
⑩ 企画会議にて事業所へのフィードバック内容等の報告（随時）
エリア連絡会より事業所へのフィードバックの状況、今後の対応について報告し、他エリア連絡会との情報共有を行う。
⑪ 第2回市全体会報告
エリア連絡会より事業所との意見交換の内容と評価結果報告シートのフィードバック後の対応等について報告。

浜松市障がい者自立支援協議会による評価結果報告シート

令和 4 年 9 月 28 日

法人名称	ソーシャルインクルー株式会社
事業所名称	ソーシャルインクルーホーム浜松神田町
利用者の日中の活動について	
利用者の多くの方が日中活動系の事業所を併用していますが、利用者のニーズに応え、その人らしい豊かな生活を支えるためには様々な社会資源を活用することが重要です。引き続き利用者にとってよりよい生活のために必要な社会資源の利用を相談支援事業所等と連携しながら進めてほしいです。 その他の活動についても事業所のメニューだけでなく、他の社会資源を活用していけるよう努めてください。	
利用者に対する地域生活の支援状況について	
現状のコロナ禍においては、地域交流等は難しいですが、今後は地域での行事等にも参加する予定とのことなので積極的に参加できるものは進めてほしいです。 また、利用者の体験利用についても積極的に受け入れているとのことなので、入居者以外の方のニーズに応じて柔軟な対応をしていけるようにしてください。	
利用者への具体的な支援について	
利用者が健康に過ごせることは非常に重要なので、引き続き医療機関とも連携を取りながら支援してください。権利擁護の取り組みとして成年後見制度の積極的な利活用、障害者虐待防止のための取り組みを行っているとのことなので、こちらも継続していくとともに、相談支援事業所等と連携しながら必要な支援を行ってください。 強度行動障害のある方の利用ニーズもあるので、その受け入れについても検討してほしいです。	
支援体制の確保について	
事業所内の研修だけでなく、積極的に外部の研修に参加できるようにしていることは評価できます。 また、組織として労務課やコンプライアンス課を設け、職員のバックアップを行っているとのことですが、今後も職員の定着や資質向上のための取り組みを行ってほしいです。 事業所の強みとして同法人内の事業所間の協力体制が確保されているのは事業継続の担保にもなるので今後も継続してほしいと思います。	
地域に開かれた運営について	
事業所としてご家族との面会や地域の方へ事業所内イベント等の声掛けをしているとのことですが、今後は利用者とともに地域のイベント等にも参加できるようになっていけばいいと考えます。 事業所として防災も意識した研修も行っているとのことですが、今後は地域の防災訓練にも参加することを検討し、地域とも連携できるようになるとよりよいと思います。	
短期入所の併設について	
短期入所の利用については8割程度の稼働とのことと多くのニーズを受け止めていただいていると考えます。 今後は緊急時の受け入れのための工夫をすることで地域における生活支援拠点としての役割も果たしていけるとよりよいと思います。 また、15歳以上の方の受け入れを進めているとのことですが、こちらについても利用者や関係機関に周知していければいいと思います。	
相談支援事業所や他のサービス事業所との連携状況について	
相談支援事業所と密に連携しながら支援を進めているとのことですが、引き続き同様に支援して行ってほしいです。福祉分野だけでなく医療や地域のインフォーマルな資源も活用しながら支援を進めてください。 また、自事業所だけで抱え込むことがないように、様々な関係機関と連携しながら利用者ごとに必要な支援体制を作っていくてください。	
事業所で独自に取り組んでいること	
事業所として独自に取り組んでいるところの記載が少ないですが、利用者のニーズに応じて支援をしていることそのものが独自に取り組んでいることであると考えます。そのような支援を積み重ねる中で事業所としての強みを作っていく、地域の中の社会資源としての役割は何であるのか、引き続き考えて行ってほしいです。 様々な障害種別の方の受け入れも行えるとのことなので、今後は利用者ごとのニーズに応じて行ってほしいです。また、中エリア連絡会や市自立支援協議会を活用した研修等も引き続き検討してください。	

浜松市障がい者自立支援協議会からの要望、助言

利用者の支援や職員の研修等自事業所だけで抱え込むことなく、地域の支援機関と連携し、中エリア連絡会や市自立支援協議会を活用して、利用者にとってより良い支援が提供できるよう質の向上を目指していただきたい。
地域の行事や活動に参加することで開かれた施設運営をお願いしたい。
事業所内での研修に留まらずエリア連絡会が企画する研修会等に積極的に参加し、職員の専門性や支援の質の向上に努めていただきたい。
短期入所については、定期利用の方に限らず緊急時も想定した体制整備をしていただくことで、地域支援の中核としての役割を意識した運営をお願いしたい。

浜松市障がい者自立支援協議会による評価結果報告シート

令和 4 年 9 月 28 日

法人名称	株式会社 ラシエル
事業所名称	グループホームRASIEL高丘
利用者の日中の活動について	
<p>令和3年度の実績としては日中系のサービス利用が0人とのことでしたが、意見交換では日中系のサービス利用に重要性について認識してくださっている様子がありました。あくまで利用者ニーズが重要ではありますが、相談支援事業所や医療機関とも連携しながら、利用者一人一人にとってより適切な支援体制を構築できるようにして行ってください。</p> <p>利用者が地域で安心して生活できるようにするためにも、事業所だけで抱え込むことがないようにしてほしいです。</p>	
利用者に対する地域生活の支援状況について	
<p>利用者が週1回程度外出できるように同行支援を行っていることは評価できます。</p> <p>利用者が地域で生活していくためには一事業所だけではすべての支援は行うことはできないため、相談支援事業所と連携しながら必要な支援体制を構築するよう努めてください。</p> <p>また、体験利用に受け入れは積極的に行っているとのことなので引き続き利用者の体験と場となるように工夫して行ってください。</p>	
利用者への具体的な支援について	
<p>利用者の権利擁護のための研修は行っているとのことですが、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の権利擁護のための事業活用も引き続き検討してください。</p> <p>利用者にとっては限りなく家庭的な雰囲気与生活できることが望ましいと考えます。利用者が安心して生活していくためには、本人の気持ちを分かってもらえる支援者がいることが不可欠です。そのような職員を育成するためにも、職員の長期的な職場定着、資質向上のための工夫をして行ってほしいです。</p>	
支援体制の確保について	
<p>事故報告は挙がっていましたが、ヒヤリハットについての報告はありませんでした。実際の件数は定かではありませんが、ヒヤリハットの先に重大な事故が発生します。日々のヒヤリハットを全体で共有し未然事故を防ぐ体制を確保できるようにしてほしいです。次年度はその点の報告もお願いします。</p> <p>研修についても事業所内研修だけでなく外部研修も行っていければよりよいと考えます。</p>	
地域に開かれた運営について	
<p>開かれた施設として自治会や地域と交流しようとする姿勢は評価できます。</p> <p>コロナ禍ではありますが、自治会ともつながっていくとともに民生委員との連携も進めてもらえればと思います。</p> <p>今後も継続的に交流を進め、地域の中の社会資源として認知してもらえるように活動してほしいです。</p>	
短期入所の併設について	
<p>短期入所の受け入れについて関係機関等へ周知しているとのことですが、今後の積極的に受け入れを行って行ってほしいです。</p> <p>また、緊急時の受け入れや、利用者の障害特性等にも配慮した受け入れ態勢が確保できるように努めてください。</p>	
相談支援事業所や他のサービス事業所との連携状況について	
<p>令和3年度は他の社会資源の利用が少なかったこともあるかと思いますが、今後は積極的に利用者ごとに様々な社会資源を活用できるようになればと考えます。そのためにも相談支援事業所等と利用者一人一人にとって何が必要なのかを検討して行ってください。</p>	
事業所で独自に取り組んでいること	
<p>事業所ごとに地域性や利用者の状況によって独自に取り組むべきことは異なってくると考えます。</p> <p>地域の社会資源として、日中サービス支援型共同生活援助としてどのような役割を担っていくべきか、支援を重ねる中で検討するとともに、相談支援事業所やその他関係機関とともに利用者に応じた支援体制を構築していけるようにしてください。</p>	
浜松市障がい者自立支援協議会からの要望、助言	
<p>利用者が地域で安心して生活するために、個別のニーズを把握し、事業所だけで抱え込むことなく、相談支援事業所や他支援機関との連携を深めていただきたいと思います。また、日中系サービスの利用も含めた社会資源の活用や多職種連携による利用者支援も検討していただきたいと思います。</p> <p>ヒヤリハットがないことは、苦情や事故につながりやすく、利用者支援の質の向上につながっていかないことも想定されるため、日々の業務の見直しが図れるような体制を確保していただきたいと思います。</p> <p>短期入所については、緊急時の受け入れや、利用者の障害特性等にも配慮した受け入れ態勢の確保に努めていただきたいと思います。</p> <p>エリア連絡会が企画する研修会等に積極的に参加するなど、障害特性や個別ニーズに応じた支援の専門性向上に向けた取り組みに努めていただきたいと思います。</p>	

浜松市障がい者自立支援協議会による評価結果報告シート

令和 4 年 10 月 4 日

法人名称	ソーシャルインクルー株式会社
事業所名称	ソーシャルインクルーホーム浜松丸塚町
利用者の日中の活動について	
<p>【通所について】 通所が可能な方については、生活介護や就労継続支援A型等、個人が希望する事業所に通所していることが確認できた。</p> <p>【通所困難な方の対応について】 通所が困難な方については、グループホーム内でレクリエーション（トランプ、オセロ、折り紙、塗り絵、誕生日会等）を提供していると報告があった。居室で過ごしたい方についても居室での塗り絵の提供や話を聞くなどの工夫をされていた。また、事前に活動内容を告知することで、見通しが持てるようにしており、活動に参加するか否か選択できるように心掛けられていた。</p> <p>【エリアからの意見】 活動は提供されているが、その活動の目的や利用者個人の目標と結びついている様子が感じられなかった。現在、提供している活動を楽しむと共に、就労等の希望がある方は、作業を見据えた根拠ある活動を提供することで、利用者への支援に厚みができるように感じる。障害特性や意思を尊重した支援が実施されることに期待したい。例えば、体力向上を目的とし、決まった時間に体操をする等、活動を通して利用者のADLやIADLが向上、維持されると良いのではないかと。</p>	
利用者に対する地域生活の支援状況について	
<p>【地域生活の支援】 散歩、買い物、理髪、通院同行を実施しており、ご利用者が地域生活を継続できるよう丁寧に対応されている。通所先に通うため、グループホームの最寄り駅まで送迎を出している点について、就労や生産活動が出来るよう配慮されていた。帰りの送迎はないとのことだった。職員が公共交通機関を利用者と練習をすることで、利用者自身が一人で公共交通機関を利用できるようになり、結果的に利用者の自立に向けた支援に繋がっていた。</p> <p>【エリアからの意見】 コロナ禍で外出等の機会が制限される可能性もあるが、利用者の生活が充実する様、今後も支援を継続頂きたい。利用者に対して同一に送迎を行うことが自立した生活につながるのか検証をしていただきたい。障害特性を鑑みて支援をすることで、自立を促す事など支援の方向性を定めながら関わって頂きたい。</p>	
利用者への具体的な支援について	
<p>【金銭管理】 管理体制を強化しており、今後の方針としてのグループホームで直接預かることを廃止し、立替金にて対応をしていくと報告を頂いた。</p> <p>【人間関係】 コロナ禍で提供できる支援内容等が限られてしまい、利用者がストレスを抱えてしまうという課題があり、活動内容等に苦慮している。</p> <p>【エリアからの意見】 日中サービス支援型の役割として、地域と結びついていく事も重要であるため、出来る限り地域の資源を活用した支援をお願いしたい。金銭管理について、自法人の管理だけではなく、フォーマルな資源として社会福祉協議会日常生活自立支援事業、成年後見制度等を活用し、適切な管理がなされるような調整をお願いしたい。また、利用者の支援については、利用者同士の関係の結びつきを意識しつつ、事業所全体の人間関係の問題等も取り上げながら事例検討等の研修を実施し、利用者の理解に努めていただきたい。</p>	
支援の質の確保について	
<p>【研修】 グループホーム内にて、消防訓練、身体拘束、短期入所、事故防止、虐待防止、緊急時対応訓練、感染症対策、障がいの理解、日中支援型グループホームの役割について研修を実施している。また、研修の実施だけではなく、常に閲覧できるところにマニュアルを設置していることについて、いつでも振り返り等が可能な環境を整えている。</p> <p>【エリアからの意見】 研修を充実させているが、利用者ごとに希望される生活に合わせた過ごし方の提供（配慮）が難しいという課題も上がっているため、事例検討等を行う中で、個々の特性や特徴、意思決定に焦点を当て、利用者にとって更により良い支援を提供できるように努めていただきたい。加えて、委託相談や基幹相談を含めた事例検討を行い、客観的な視点を取り入れることで支援の幅が広がると思われるため、ぜひ検討をしていただきたい。</p>	

地域に開かれた運営について

【地域との繋がり】

コロナ禍で地域のイベントに参加しづらい状況ではあるが、情報収集として回覧板を受け取るようにし、地域交流の機会の把握に努めていた。新型コロナウイルス感染症が落ち着いた時にはイベント等に参加し、地域交流の機会の確保をしていくと報告があった。現状、取り組んでいる散歩、買い物、理髪店の利用等についても地域住民に対して、どのような方が入所されているか知っていただく機会になっている。

短期入所の併設について

【利用状況】

相談、見学希望等があった場合は随時対応しており、短期入所利用中も就労継続支援B型や生活介護を利用できる立地の良さを活かしている。また、関連事業所とは利用者の健康状態、日中活動の様子等の情報共有を密に実施している。令和4年9月からは、ロングショート利用者が入所に移行し、短期入所の枠が確保できたため、女性限定ではあるが緊急時の対応も可能となった。

【エリアからの意見】

コロナの影響もあり、他施設で短期入所が受け入れできない状況もあった中で、今後も緊急ケースの相談が入る可能性は十分にある。緊急受け入れについては、制度について理解を深めていただき、積極的な対応をお願いしたい。引き続き、緊急時対応事業の登録についてご検討いただき、当該利用者が発生した際には利用をお願いできると地域の受け皿として心強い。

相談支援事業所や他のサービス事業所との連携状況について

【他のサービス事業所等】

医療や児童相談所等と連携している。医療との連携については、月2回訪問看護を導入しており、医療機関と連携し、利用者の健康管理に努めている。また、通院同行を実施する中で、医師への状態報告や薬の適性も相談し、利用者の安心に繋がっている。

【エリアからの意見】

細かな点について、どのような経緯でどんな段階を踏んだのか等、連携内容の詳細が分かるようにして頂きたい。また通院同行や通所事業所との連携等、データがあると理解しやすい。地域にとって大切な資源であるため、色々な事業所と連携を図り、地域に根差した支援機関となることに期待する。前年度も話題として上がった高齢分野との連携の視点として、本人の希望があれば介護保険適応の年齢を超えてサービスを提供して頂けるが、ターミナルケア等年齢を重ねることで起こる体調、病状悪化の対処方法等を高齢分野とも連携をしていく必要があるのではないかと考える。また必要に応じて介護保険への移行も検討できるとよい。

事業所で独自に取り組んでいること

【余暇の充実】

コロナ禍により、実施が困難になった外食支援の代替えとして、月2回の外注食（テイクアウトの弁当）で対応するなどの工夫をしている報告があった。また、外出支援やドラッグストアのネットスーパーを活用し、利用者の希望に沿った対応が出来る環境を整えている。外部の事業所と連携する中で、新たに取り入れられそうな支援があった場合は、積極的に取り入れ、より充実した支援に繋げていただきたい。

【面会等】

利用者のご家族が面会来訪された際には、職員から日常生活の状況を伝え、面会等に来られないご家族に関しては、電話にて様子を伝えている。

浜松市障がい者自立支援協議会からの要望、助言

- ・東エリアは短期入所施設が少ないことから、地域で暮らす当事者やその家族が安心して暮らせる地域づくりのため、緊急で短期入所の利用が必要になった際には、支援機関と連携を図りながら柔軟な対応をお願いしたい。また、浜松市障がい者緊急時対応事業の事業所登録も引き続き積極的に検討いただきたい。
- ・利用者に対しより良い支援が提供できるよう、障害特性や個別ニーズに応じた支援の提供について検討していただきたい。事例検討会を開催したり他機関と連携して支援を提供するなど、地域にある資源の一つとして他機関との連携をさらに深めていただき、支援の専門性向上に努めていただきたい。
- ・利用者権利の視点に立ち、自事業所で金銭管理等を行うだけでなくフォーマルな資源も活用することで、より権利が擁護されると言える。引き続き活用の検討をしていただきたい。

浜松市障がい者自立支援協議会による評価結果報告シート

令和 4 年 10 月 18 日

法人名称	ソーシャルインクルー株式会社
事業所名称	ソーシャルインクルーホーム浜松雄踏町

利用者の日中の活動について

・日中活動の定着や場所に慣れることを目的に、支援の幅を広げる意味で日中一時支援の導入もご検討頂きたい。

利用者に対する地域生活の支援状況について

・利用者が重度化・高齢化する中での支援はGHスタッフの負担が大きいことが推測される。エリア連絡会を中心となり、GHを地域で支える体制。

利用者への具体的な支援について

・前年度の意見交換会での意見を受け男性スタッフを雇用に努めて頂いている。人材確保が難しい状況の中、積極的に対応してくださっており感謝している。
・利用者の日中活動について、プログラムの提供などバリエーションがもっと出てくるとよりよいと感じる。

支援体制の確保について

・多くのスタッフがおり、コロナの状況もあることから、集合形式で研修の機会を持つことは容易ではない。動画を用いて感想を提出してもらい、スーパーバイズするという手法も考えられる。
・支援の手法だけではなく、生育歴や利用者の感情をくみ取れるような趣旨の研修もあるとよい。センターの事例検討も活用して頂きたい。
・事業所としてどう人材育成するか、人材確保するか工夫がうかがい知れてよかった。

地域に開かれた運営について

・人材確保と地域との関わりという点で、近隣住民を対象として募集してみてもどうか。パートを希望している方もいると思われる。近隣の医療機関や商店に募集チラシを掲示したり、自治会や民生委員通じて探してみるのがいいのではないかと。
・地域住民や関係機関からの要望に応えることは大切であるが、合理的配慮や権利擁護という点も検討しながらの対応が必要となる。

短期入所の併設について

・緊急ケースの受け入れも積極的にご協力頂いている。情報が少ない中での受け入れになるため、関係機関の協力が不可欠。支援拒否がある方、自傷他害の恐れがある方の支援は困難を極めるため、関係機関が事前にアセスメントし打診すること、利用後も協力しながら支援することが望ましい。
・緊急時対応事業の登録をご検討頂きたい。現場判断では難しいため、本社の方が意見交換会に出席してもらえると協議がしやすい。

相談支援事業所や他のサービス事業所との連携状況について

・受け入れを13歳以上としている。まだ受け入れ実績はないとのことだが、ニーズは高いと思われる。一方、思春期ならではの難しさもあるため、児相との連携は重要となる。

事業所で独自に取り組んでいること

・障がい者雇用に取り組んでいる。地域の資源として今後も積極的に取り組んで頂きたい。育成会や特別支援学校との連携も良いのではないかと。

浜松市障がい者自立支援協議会からの要望、助言

昨年度指摘のあった同性介助への対応について、事業所努力により改善をされており、今後も当事者性に留意した対応が期待される。

地域の様々なニーズに対応されている。利用対象の拡大を行うにあたって、支援の視点・スキル等も必要になることから、事業所内の研修に終始することなく、エリア連絡会の研修会や事例検討会へ積極的に参加し、職員の質の担保・関係機関との連携を構築していただきたい。また、参加にあたっては、可能な限り現場の職員の参加が行えるようご配慮いただきたい。

浜松市障がい者緊急時対応事業の事業所登録について、積極的に検討していただきたい。

浜松市障がい者自立支援協議会による評価結果報告シート

令和 4 年 10 月 18 日

法人名称	株式会社ファーストナース
事業所名称	あやめほうす浜松南
利用者の日中の活動について	
<ul style="list-style-type: none"> ・ご本人の意向確認を丁寧にしつつ日中活動を提案することが大切と感じる。 ・日中活動プログラムなどの提供ができるとよい。 	
利用者に対する地域生活の支援状況について	
<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練を夜間想定と日中想定で年2回実施。芳川近辺の立地であり、頻繁に警報が鳴る地域となるため、利用者の混乱がないよう警報がなった際の対応も検討できるとよい。 ・災害時の避難について。男性棟、女性棟が別の入り口。エレベーターはあるが、夜間に発災した時に夜勤スタッフで避難誘導ができるか。訓練に組み込んでも良いと思われる。 ・苦情対応、ヒヤリハットのないとの報告だったが、ヒヤリハットが積極的に報告できる環境整備が必要と感じる。報告件数が多ければ多いほど支援の質が向上する。 ・管理職が積極的にヒヤリハットや苦情対応について意識することで、支援員の意識も向上する。 	
利用者への具体的な支援について	
<ul style="list-style-type: none"> ・医療連携として、系列の精神科訪問看護に入ってもらっている。会社の特徴を支援に生かしている。 	
支援体制の確保について	
<ul style="list-style-type: none"> ・人員配置について、協力会社（高齢者施設）との連携で人員を確保しているとの報告があり、身体介助については大きな力になると思われるが、特に精神障がいの方への支援においては難しさがあるのではないかと。社内研修、エリア連絡会活動への参加をしながら専門性の向上に努めて頂きたい。会社内のネットワークを利用しつつ、地域の関係機関の力も借りながら運営することが必要。 ・管理者の方が交代して間もないという事情もあると思うが、ケースの把握がどの程度できているか見えない部分があった。異動はやむを得ないが、異動によって支援方針や支援体制が変わらないようご配慮頂きたい。 	
地域に開かれた運営について	
<ul style="list-style-type: none"> ・入所施設だと支援の中身が見えづらいところがある。エリア連絡会活動などを活用し、事業所の様子や特徴を発信して行ってほしい。今年度は西南エリア連絡会地区部会にご参加頂き、構成員の反応がとても良かった。 ・今回担当者が変更になり間もなかったため、ケースや運営の詳細について十分な質疑につながらなかった。自事業所の適切な情報発信の機会であると共にネットワークづくりをする機会である為、配慮願いたい。 	
短期入所の併設について	
<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットに記載されているように、短期入所の受け入れ状況がわかればありがたい。 ・緊急時の受け入れについてはご協力頂けている。緊急時対応事業のご登録も検討して頂きたい。 	
相談支援事業所や他のサービス事業所との連携状況について	
事業所で独自に取り組んでいること	
<ul style="list-style-type: none"> ・系列の精神科訪問看護との事例検討会。管理者、サビ管が参加している。現場の支援員にも共有できる仕組みがあるとよい。 ・系列の訪問看護と連携して介護技術の研修を実施。コロナ対策においても高齢者施設のノウハウを共有している。 	
浜松市障がい者自立支援協議会からの要望、助言	
<ul style="list-style-type: none"> ・自事業所内での研修に加え、エリア連絡会の活動や研修会等に積極的に参加し、支援の質の向上に努めていただきたい。また、その際には、可能な限り、現場の職員も参加が可能となるようご配慮いただきたい。 ・自事業所内での活動に限定することなく、利用者のニーズや状態像を把握し、日中活動について外部サービスの利用を含め支援の幅を広げて行っていただきたい。 ・短期入所については、緊急時の受け入れも対応していただいているため、浜松市障がい者緊急時対応事業の事業所登録も検討していただきたい。 ・ヒヤリハットがないことは、苦情や事故につながりやすく、利用者支援の質の向上につながっていかないことも想定される。職員が積極的にヒヤリハットを報告できる環境を整えていただきたい。 ・職員の異動等については、起こりえることであるが、引継ぎが十分にされていない状況が見受けられた。職員の変更に伴う利用者への不利益が生じないようにしていただきたい。 	

浜松市障がい者自立支援協議会による評価結果報告シート

令和 4 年 9 月 7 日

法人名称	ソーシャルインクルー株式会社
事業所名称	ソーシャルインクルーホーム浜松細江町
利用者の日中の活動について	
<ul style="list-style-type: none"> ・個々のニーズに合わせて、日中活動の場を可能な限り調整することを継続して欲しい。 	
利用者に対する地域生活の支援状況について	
<ul style="list-style-type: none"> ・現在取り組まれている外出や同行支援は継続していただきたい。 	
利用者への具体的な支援について	
<ul style="list-style-type: none"> ・シフト制で、支援者が入れ代わり立ち代わり支援することになるため、申し送りを丁寧に朝・夕の交代時に行っている。 ・集団生活に慣れていない方の受け入れも行っているが、ご本人の特性を理解しながら、支援を行っている。 	
支援の質の確保について	
<ul style="list-style-type: none"> ・事業所で様々な研修が毎月実施されている。また、マニュアルを設置するなど職員がいつでも支援の自己点検ができる体制を整えている。障がい特性に関する研修も取り入れられており、引き続き職員の資質向上に取り組んでほしい。 ・障がい者支援よりも、高齢者支援に慣れている支援者が多い為、日々指導をしている。 	
地域に開かれた運営について	
<ul style="list-style-type: none"> ・家族との交流を大切にしている。 ・今後地域とのかかわりを積極的に行うため、自治会に依頼し回覧板を受け取るようにした。 	
短期入所の併設について	
<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の受け入れについては、積極的な対応をお願いしたい。 ・浜松市障がい者緊急時対応事業に登録してほしい。 ・レスパイトは中学生から受入れ短期入所を行っているとの報告を受け、児童が利用できる短期入所事業所の限りがある為、今後活用をさせていただきたい。 ・短期入所利用時の送迎について、ご家族送迎が難しいケースもあると思われる為、事業所として送迎を検討して欲しい。 	
相談支援事業所や他のサービス事業所との連携状況について	
<ul style="list-style-type: none"> ・いつも気になることがあるとグループホームよりすぐにご連絡をいただいて、話し合いをすることができている。その後、ご本人も交えて相談をすることができおり、連携が取れていると思う。 ・2号被保険者で、年齢も若く高齢者施設は馴染まない方をお願いしているが、今後の生活も含め、安心して暮らしていくことができるように協力し合って支援をしていきたい。 ・日中支援型のGHは、地域生活の中でこれからの中核を担っていつてもらいたいという期待がある中で創設されてきており、入居者の対応だけでなく短期入所についても緊急時も含めて対応していただきたい。 ・緊急時対応事業の事業所登録をしていただきたい。 	
事業所で独自に取り組んでいること	
<ul style="list-style-type: none"> ・買い物支援、外出支援を個別に行うことを積極的に実施している。 	

浜松市障がい者自立支援協議会からの要望、助言
<ul style="list-style-type: none"> ・緊急一時的な宿泊の場としての機能が期待されていることから、短期入所の緊急時の受け入れについて、関係機関と連携を図りながら臨機応変に対応していただきたい。また、浜松市障がい者緊急時対応事業の事業所登録について、積極的に検討していただきたい。 ・障害特性に応じた支援対応などについて事業所内での研修に留まらずエリア連絡会が企画する研修会等に積極的に参加し職員の専門性や、支援の質の向上に努めていただきたい。

浜松市障がい者自立支援協議会による評価結果報告シート

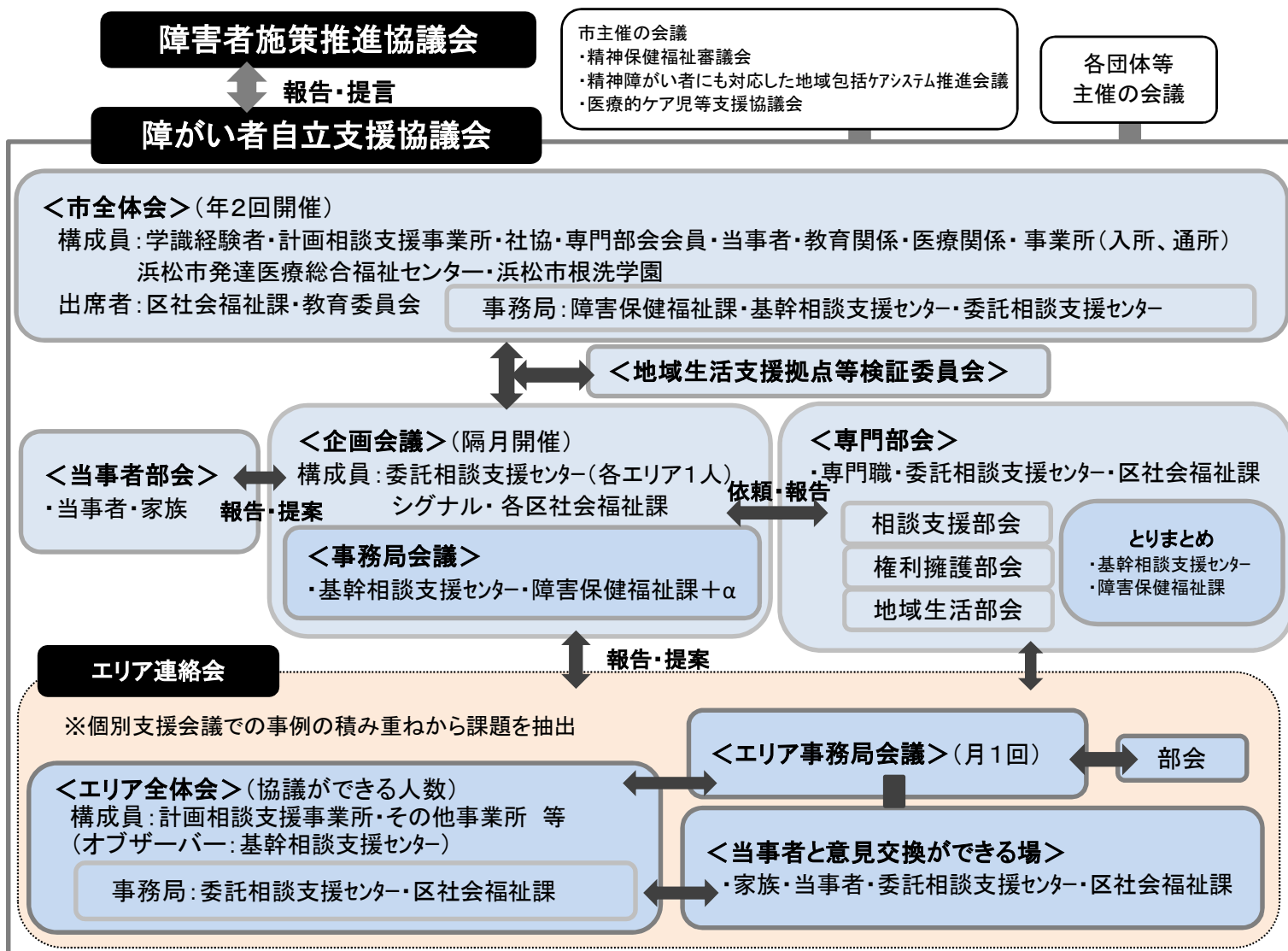
令和 4 年 9 月 7 日

法人名称	株式会社 ラシエル
事業所名称	グループホーム RASIEL 気賀
利用者の日中の活動について	
<ul style="list-style-type: none"> ・日中、グループホーム外で活動することが適切な方について、日中活動の保障をして欲しい。 ・日中活動先への送迎等、可能な限り個別に合わせた対応をしていただくことを希望する。 	
利用者に対する地域生活の支援状況について	
<ul style="list-style-type: none"> ・現存する、障害福祉サービス提供事業所だけでは、ニーズに応えきれていない（施設入所からグループホームへの地域移行等）と感ずることがある為、日中支援型グループホームとも手を取り合って、地域の資源として協力し合っていきたいと思う。 ・他害行為のある方であっても利用が可能かどうか、受け入れていただけるだろうかと思うことがあるが、まずは相談させていただきたいと思う。 ・現在取り組まれている、外出や同行支援は継続していただきたい。 	
利用者への具体的な支援について	
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者ひとりひとりに合った支援方法で必要な支援が提供出来ているか点検しながら、支援の幅を広げてもらいたい。 ・入浴に関して、ご自身で入浴できる方は毎日入ることができると思うが、介助を要する方は週何回と決まっていると耳にしている為、ご本人の希望に沿った入浴支援をお願いしたい。 ・訪問看護の導入については、本人のニーズも踏まえて検討していただきたい。 ・訪問看護ステーションの利用については、計画相談支援事業所等関係機関と共有し、連携して対応していただきたい。 ・現状、空き状況がある中で、受け入れをスムーズにしていだけることがあり、有難いと思う反面、個々のニーズに合わせた支援が提供できているかどうかは疑問に感じることがある。 	
支援体制の確保について	
<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護ステーションとの連携について、障がい特性や本人が希望する暮らし方、生活のあり方などアセスメントした上で連携を深めてほしい。 ・コロナ禍で、人員確保が困難な場合のバックアップ体制について市内の同系列でフォローし合う体制が整っていることを聞くことができ、安心した。 	
地域に開かれた運営について	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域とのかかわりについて、コロナ禍でかかわるきっかけが掴みにくいかもしれないが、地域とのかかわりが増えることを期待したい。 ・日中、利用者がどのように過ごされているのかが、見えにくいと感じる。透明性を持った支援をお願いしたい。 	
短期入所の併設について	
<ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障害のある人の短期入所の利用について、積極的に検討してほしい。 ・通常の短期入所に加え、緊急時の受け入れについても、計画相談支援事業所等との連携を図り、積極的な対応をお願いしたい。 ・浜松市障がい者緊急時対応事業に登録してほしい。 	
相談支援事業所や他のサービス事業所との連携状況について	
<ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖された空間での支援になる為、関係機関との連携を密にすることで、開かれたグループホームになると思う。 	
事業所で独自に取り組んでいること	

浜松市障がい者自立支援協議会からの要望、助言
<ul style="list-style-type: none"> ・外部サービスの利用に関して、利用者のニーズを把握し、希望があった際には積極的につなげていただきたい。 ・緊急一時的な宿泊の場としての機能が期待されていることから、短期入所の緊急時の受け入れについて、関係機関と連携を図りながら柔軟に対応していただきたい。 ・外部の訪問看護導入については今後とも本人のニーズや支援の継続性など考慮していただきながら対応していただきたい。 ・エリア連絡会が企画する研修会等に積極的に参加するなど、障害特性や個別ニーズに応じた支援の専門性向上に向けた取り組みに努めていただきたい。

浜松市障がい者自立支援協議会

目標：「支え合いによって、住み慣れた地域で希望を持って安心して暮らすことができるまち」



- 市全体会
- ①課題解決に向けた協議
 - ②困難事例の共有
 - ③市への施策、提案
 - ④協議結果の報告

地域生活支援拠点等検証委員会
地域生活支援拠点事業検証・検討の場
※構成員や運営は企画会議で決定

- 企画会議
- ①あがってきた課題の整理
 - ②困難事例等情報の整理
 - ③社会資源の改善
 - ④困難事例の協議
 - ⑤各部会の情報共有・発信
 - ⑥エリア活動報告

※企画会議の中に事務局会議を置く。
①企画会議の案件を煮詰める場

- 当事者部会
- ①障害者施策等についての意見交換
 - ②専門部会やエリア活動状況の報告

- 専門部会
- ①課題解決のための調査・研究
 - ②提言書作成
- 障がい児、障がい者通じて
※課題を元に、テーマ設定
※テーマは企画会議で決定
※メンバーは事務局会議で選出、企画会議で決定
※スケジュールを組み、進める。
※ワーキンググループ設置可
※エリアの部会と連携

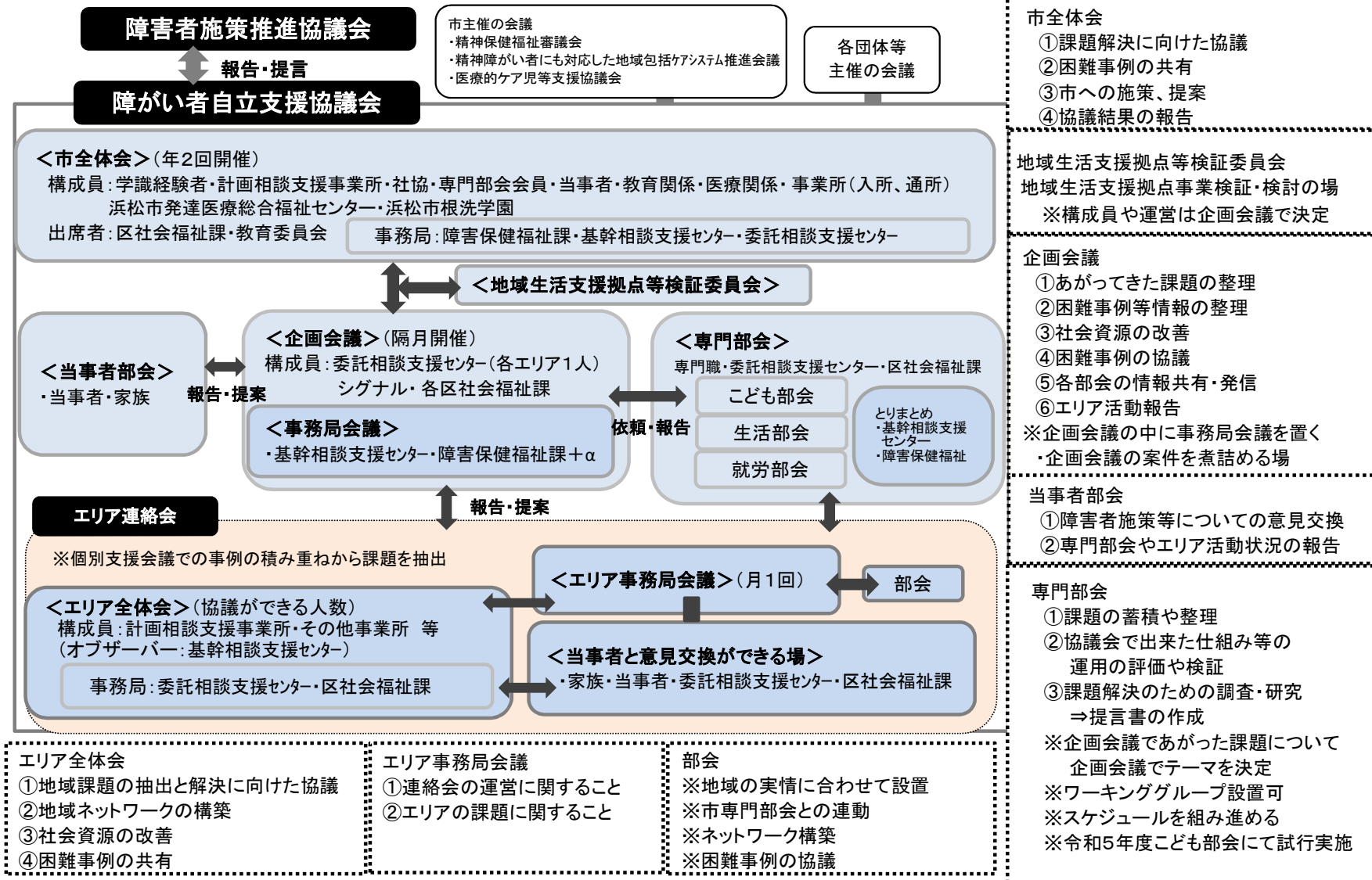
- エリア全体会
- ①地域課題の抽出と解決に向けた協議
 - ②地域ネットワークの構築
 - ③社会資源の改善
 - ④困難事例の共有

- エリア事務局会議
- ①連絡会の運営に関する事
 - ②エリアの課題に関する事

- 部会
- ※地域の実情に合わせて設置
 - ※市専門部会との連動
 - ※ネットワーク構築
 - ※困難事例の協議

浜松市障がい者自立支援協議会

目標：「支え合いによって、住み慣れた地域で希望を持って安心して暮らすことができるまち」



地域生活支援拠点等整備検証委員会

1 目的

平成30年度より開始した障がいのある人の重度化、高齢化や親なき後を見据え、居住支援のための体制整備事業である地域生活支援拠点等事業について、事業検証を行うもの

2 地域生活支援拠点等整備の事業内容

- ・相談
- ・緊急時受け入れ対応
- ・体験の機会・場
- ・専門的人材の確保・養成
- ・地域の体制づくり

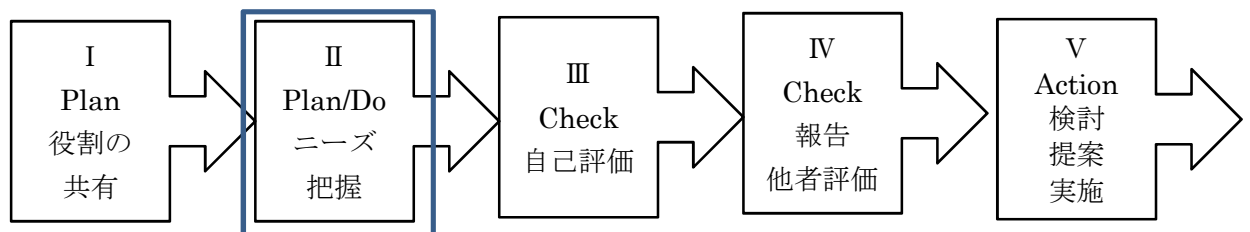
3 検証委員会実績

	日程	概要
第1回	R4.1.17	キックオフ
第2回	R4.6.10	事業評価について
実態調査	R4.11.18	自立支援協議会研修会にて実態調査
第3回	R4.12.12	今後のニーズ把握

実態調査の結果

項目	概要
地域生活支援拠点等の周知	概要のみ知っている
緊急時対応の体制	区単位での体制
ひとり暮らし体験の場の施設	民間アパート・市営住宅・グループホーム
地域で継続して暮らす体制	区単位で対応できるよう検討

4 今後



ニーズ把握の対象や方法について検討し、実施していく。